



# 欧州労働情勢の一端について

金属労協(JCM)顧問 小島正剛

## 短めのプロローグ

コロナ禍のパンデミックに加え、ロシアのウクライナ侵攻に起因するエネルギー・コストや生計費の高騰で、市民生活が圧迫されている。

欧州諸国として例外ではない。そうした危機に反発し、対応策を要求する大規模デモなど抗議行動がこのところ頻発しており、ストライキもなしとしない。また、厳しい情勢下、団体交渉の進展もある。

今回のテーマはその抗議行動と団体交渉の二点に絞り、直近半年ほどの動静をふり返ることにしたい。

## 大規模デモの展開

はじめに、デモ・抗議行動の波について見ていこう。ペースは欧州労働

連(ETUC)(※注)の情報である。

まず9月段階だが、合計13件のほる大衆行動の展開が把握できる。たとえば9月17日、オーストリア労働総同盟(ÖGB)が、高騰する光熱費や物価に抗議し、便乗的に増大する当該企業利益を問題視、是正を迫るなどして全土でデモを展開したとある。

9月26日には、ドイツ労働総同盟(DGB)が、「冷えた社会よりは熱い秋を」と銘打って、異常なインフレに反対する全国規模のデモを展開。翌9月27日、ルクセンブルクでは、組合の要請で政労使三者会議が開催され、異常なインフレが市民生活に及ぼす負のインパクトを厳しく抑制することで合意してもいる。

10月に入ると、こうした展開が

さらに高揚する。各国で合計10

1件にのぼるデモ、抗議行動などが記録されたのだ。同じ日に数カ国で大規模デモや抗議集会が開催されたり、2週間に及ぶキャンペーンが展開されたケースもあった。

ベルギーでは、インフレ対策である自動的賃金調整条項を破ろうとする使用者側や右翼政党に対し、ゼネストに打って出ている。

10月18日には、フランス労働総同盟(CGT)と労働者の力(FO)が、最低賃金を含む大幅賃上げを求めて大規模デモを展開し、全土180カ所で約30万人が参加、首都パリでは7万人が参加しており、数度にわたる地方ストもみられた。11月に入ると、ブルガリアの首都ソフィアでは、国会議事堂前で大規模デモが実施され、「物価は上



がる「賃金は上がらず」とのシミュレーションで、インフレ対策、賃上げを訴えている。

コロナ禍のもとで心身ともに犠牲を強いられてきた欧州全域の保健看護エッセンシャル労働者も、この間、要員補充や大幅賃上げを求めてかたつてない抗議行動に出ている。ポルトガル、イギリス、スイス、オランダ、スペイン、オーストリア、イタリアなど、枚挙にいとま

(※注) 欧州労働連(ETUC)は、41カ国、93組織、欧州産別10組織、4500万人で構成。



フランスのメッツ市でのフランス労働総同盟 (CGT)と労働者の力 (FO)による大規模デモ (2022年10月18日、写真: Shutterstockより)



がない。

そして12月には、イタリアの両総同盟 (CGILとUIL)が、動員週間に入っているし、ベルギーでは数度目のデモを展開、「われわれは止まらない」と発信しているのが印象的である。

## 二つの行動プッシュ要因

こうした欧州諸国のデモ・抗議の展開を見ると、関連する二つの行動プッシュ要因が想起されるかもしれない。一つは9月にETUCがEUに提出した「請願書」であり、

もう一つは10月に採択された「欧州最低賃金指令」である。

以下、それらを順に見ていこう。

### ■ ETUCの請願書

「請願書(ペティション)」は、ETUC加盟組織の総意であり、行動方針でもある。

ETUCは、「請願書」を提出するにあたり、現状分析の中でこう述べている。「現下のインフレの原因は労働者の賃金にあるのではなく、労働者はその犠牲になっている。物価は高騰し、賃金の価値は下落している」「不平等・格差が拡大し、とくに低賃金層の労働者や弱い立場の人びとが最も厳しい打撃を受けている」。

そう指摘しつつ、「生計費危機対策、労働者を益する経済建設が必須の要件」として、当面次の6項目の要求を提起したのであった。

① 生計費高騰に見合う賃上げを実施し、生産性向上の公正な賃金や持保障し、あわせて公正な賃金や持続可能な経済を達成する最善の方策として、団体交渉を促進の措置をとること。

② エネルギー料金の支払い、食糧確保、家賃支払いに追われる人びとを対象に支援を提供すること。食糧確保や暖房完備の住居確保は

人権問題であり擁護されるべきである。貧困層が社会の縁辺に追いやられてはならない。

③ とくにエネルギー料金、水道・電気料金の上限設定と、エネルギー業界その他企業の過度な利益への課税をもって、当面する危機下での投機を防止する。加えて食糧価額をめぐる投機を防止すること。

④ 各国およびEUレベルで現下の危機に対応し、製造業・サービス業および公共部門における所得と雇用を守る措置、公正な移行(フェア・トランスフォーメーション)に対応すべく、生涯保障型の措置を講ずる。

⑤ EUエネルギー市場の改革が必須である。エネルギーが公共財であることを認識し、グリーン・エネルギーへの投資不足や民営化の影響など、現下の危機の要因分野への取り組み、そのための投資を考慮する。

⑥ 危機対応措置のデザインやその実施のための社会的対話(ソーシャル・ダイアログ)の場に労働組合の席を設けること。

各国政府やEUは、現下の危機に對し座して動かぬことはできない。利上げ、賃金凍結、もしくは緊縮政

策の失敗への回帰、などという誤った対応をすれば、その代償はまさに破滅的であるだろう(筆者要約)。

### ■ 欧州最低賃金指令

もう一つの要因は、10月のEU閣僚理事会が最終的に採択した「最低賃金指令」である(本誌2022年秋号参照)。加盟国は指令採択2年後の2024年11月15日までにこれを国内法で施行するのだが、現下の労組の動静はそれを待たず、指令の示す欧州社会の方向性に裏打ちされている展開とも分析されるのである。

この指令は、端的にいえば、①「団体交渉の推進」と、②「法定最賃設定の枠組み」についての2分野からなっている。要約してみよう。

○ EU加盟国は、団体交渉を促進し、組合潰しを防止するよう求められる。また団体交渉の適用対象が80%未満の国は、団体交渉を支援する具体的行動計画を建てる。

(備考: 団体協約の適用下にある労働者は、デンマーク、スウェーデン、スペインが80%以上、オーストリア、ベルギーは90%を上回るが、オランダは75%、ドイツ50%など、大半の国は80%未満であるーETUC調べ)

○ 公共の調達契約に際しては、当該



企業はILO第87号条約および第98号条約に沿って、結社の自由や団体交渉の権利を遵守する。

○加盟各国は、ディーセントな生活水準の維持に十分な最賃確立のため、購買力や生計費を考慮しつつ労使ソーシヤル・パートナーとの協議により、法定最賃の適格性を確認せねばならない。最賃設定の指標基準は、「中位賃金水準の60%」、または「平均賃金水準の50%」とする、

(備考…この最賃指令が各国で発効すると、低所得層の約2500万人がその恩恵に浴するとEITUCは推計している。EU加盟27カ国中法定最賃制度を持つのは21カ国、持たぬ国は以下の6カ国である。オーストリア、キプロス、デンマーク、フィンランド、イタリヤ、スウェーデン。ただし持たぬ国でも、労使交渉、三者会議、専門家会議の提言などを通じ、最賃設定がなされている) ちなみに、その後、指令をめぐっては、指令案採択に反対票を投じたデンマーク政府に動きがあった。

同国政府は、12月19日、指令の撤回を求めてEU裁判所に提訴する意向を表明したのである。「指令は、EUが加盟国内の賃金設定には関与しないとされるEU条約に反する」

とし、「伝統的に培ってきた労働モデル、すなわち賃金は労使交渉で決定するモデルとは相反する」としたのであった。

これに対し、EU委員会は、「デンマーク・モデルを尊重する」としつつ、「指令は貴国に最賃の法制化を強要するものではない」と応じており、今後の動きが注目されよう。また、ブルガリア議会は、すでに去る1月、指令に沿って法定最賃を「平均賃金水準の50%」とすることを議決している(2024年実施)。

### 団体交渉の進展を見る

この半年間には、団体交渉分野の進展もあった。ここでは、代表例として昨秋のドイツ金属労組(IGメタル)のそれに注目したい。それは、翌年の経済成長マイナスイナス予測が懸念される中で交渉であったからだ。

周知のように、IGメタルの交渉方式は、全土20ほどの地域本部がそれぞれ取り組む同時期交渉が基本であって、毎回先行する地本が現れる。

今次交渉では、南西部のバーデン・ヴュルテンベルク地本がその先導役を果たしたのであった。IGメタルの当初要求は賃上げ8%で、1年

協約。これに対して経営側は、「ゼロ回答」という強硬姿勢で対峙したために、交渉は難航し前後5回の交渉ラウンド、その間一連の警告ストを交えての交渉となって2カ月に及んだ。

こうして11月18日、労使合意が成立する。賃上げは8・5%、2年協約であった。賃上げ実施は2023年6月より5・2%、2024年5月より3・3%の引き上げである。加えて、非課税の一時金3000ユーロ(約42万円)の支給に合意、これも2度に分割、2023年、2024年のそれぞれ3月に支給される。

この妥結内容は、約390万人の金属・電機労働者のベンチマークとなる。他の地本は無論、未組織労働者にも一定の波及効果及ぶからだ。

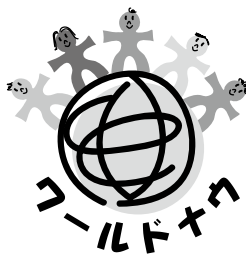
なお、周知の通り、IGメタルは別枠で鉄鋼の産別交渉にも取り組んでいる。また、自動車のフォルクスワーゲンは、歴史的・例外的に企業別交渉となっており、今次交渉は11月23日に妥結、金属・電機産業との同内容で2年協約が締結された。対象組合員は12万5000人である。



IGメタルによる2022年11月16日警告ストの様子 (Copyright = Photo: IG Metall/Markus Scholz)

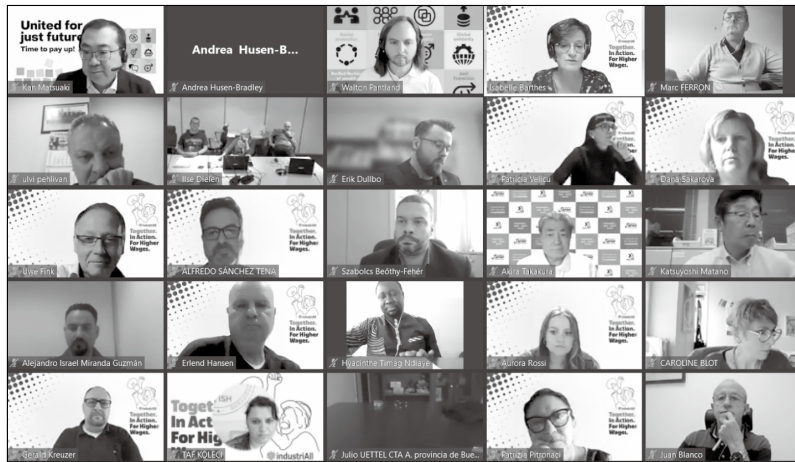
IGメタルの妥結結果は、「企業にとつてかなり厳しく、組合には比較的寛容」との現地評もあるが、今後更なるエネルギー・コスト高騰の際には再度交渉を持つ旨の合意をしていることを付記しておきたい。

ちなみにインフレは10月に10・4%と最高値を記録した。12月には8・6%に落ちて、年率8・46%と下降傾向を見せてはいるが、予断は



## 欧州労働情勢の一端について

インダストリアルとインダストリアル・ヨーロッパ労働組合は合同でウェビナーを開催し、「不平等の拡大や生活費危機と闘う」と訴えた(2022年10月15日、写真:インダストリアル提供)



許さない。政府は家計の光熱費の一部負担を実施、組合や市民の要請に応えている。

なお、他の諸国では団交がインフレ高騰の前に終わっている例もあり、現下のインフレが賃上げ分を浸蝕し、なお上回るケースも多い。そのため困難を承知の上での対応策が求められるのも道理であろう。

## 止まらないキャンペーン

ここで、前半で言及した全国規模のストや抗議行動の動向に、もう一度目を向けてみよう。

年も明けた1月、イギリスでは年末に引き続き、要員不足解消や大幅賃上げを要求して、国民医療制度(NHS)で史上初という10万人規模の全国ストが2度にわたって展開されている。

フランスでは、年金改革法案(受給年齢62歳を段階的に64歳へ、など)に反対し、労組ごぞつての大規模デモが展開された。同法案には国民の65%が反対である。背景には社会格差拡大や、現政権の富裕層優遇策などの経済政策があると指摘されている。執筆時点の3月7日には6回目の年金デモがあり、全土で市民を含む350万人がストやデモに参加している。それでもマクロン政権は強行採決に走るといわれ、社会的混乱は不可避のようだ。

またイギリスでは、2月に過去10年で最大規模の50万

人ストが全土で展開されている。そのもう一つの背景には、ストの波を受ける保守党政権が、公共部門の最低限サービス・レベル(保健、教育、消防救急、運輸など)のスト権規制法案策定の動きに傾斜していることがある。イギリス労組会議(TUC)は「基本権であるスト権の規制よりは労組との対話を」と強く求めているところだ。

## 短めのヒロীগ

以上、欧州労働情勢の一端を垣間見てきた。直近6カ月間の動向だが、それでもそこには諸課題に直面する労働組合が、組合として当たり前のことを当たり前に、しかもレジリエントに取り組み姿が浮上する。

蛇足ながら、それは、欧州社会民主勢力が標榜してきた「社会的欧州(ソーシヤル・ヨーロッパ)」の建設に向けて、その先導役を肅々と、ときに応じては激しく果たしつづめるということなのであろう。(備考)この間、EURELベルでは、「欧州労使協議会(EWC)指令」改定の動きなども見られたが、別の機会にゆずりたい。

(了)  
(2023年3月8日記)

## (追補)

脱稿してまもなく、数カ月に及んで展開されたイギリスの国民医療制度(NHS)関係労組の抗議デモやストに新たな動きがあった。

去る3月14日、政府と関係労組との交渉が、暫定合意に至ったとの報が入ったのである。合意案は明年4月までの1年協約で、賃上げ5%という内容である。大半の組合がこれを受け入れるよう組合員に提案するという。

新協約が成立すれば、約100万人の看護保健サービス関係労働者が適用対象になる。ただ、組合員が容易に暫定合意を受け入れるかは予断を許さないとこの現地評もあり、今後の動向が注目されよう。

(3月15日記)

### ●金属労協顧問

## 小島正剛 こじま・せいごう

60年IMF(国際金属労連)日本事務所に入職以来、金属労協事務局長代理、同国際局長、同副議長(国際委員長)(以上IMFとの兼務)、IMF地域代表を務めるなど国際労働運動一筋。98年金属労協顧問に。日本労働ベンクラブ前代表代理他。主要著書「グローバル連帯 落穂拾い」他。